

平成 2 3 年度

予算編成方針

瑞 浪 市

平成 23 年度予算編成について

1 国の経済・財政状況

我が国の経済は、一昨年秋からの世界同時不況の影響を受け、戦後最悪とも言える経済危機に直面した。政府は、数次に亘る経済対策を実施し、景気回復に努めてきた。しかしながら、直近の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準になるなど、厳しい状況にある。」と判断を下方に変更した。円高やデフレが日本経済の回復に悪い影響を与えている状況となっている。政府は、6月に閣議決定した「新成長戦略」により「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現を目指している。8月末には新たな「経済対策の基本方針」を定め、「デフレ脱却」を当面の目標と掲げた。

財政面では、これら緊急的な経済危機対策により、平成22年度末の国・地方の長期債務残高は862兆円（前年度実績比43兆円の増加）と予想されるなど財政状況は、大幅に悪化している。政府は、新年度予算の概算要求にあたり「総予算の組替えで元氣な日本を復活させる」とし、ムダの根絶、事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することとしている。

今後は、年末に向けて経済対策の具体的な内容、本格化する予算編成、税制改正などに注視していく必要がある。

2 地方の財政状況

地方財政は、三位一体改革以降、地方交付税の削減により地方交付税制度が持つ財源保障機能が大きく低下したため、地方財政に大きな格差が生じた。このため、平成20年度からは、地方財政計画に地方再生対策費が創設され、さらに平成21年度には地域雇用創出推進費が創設され、22年度には地域活性化・雇用等臨時特例費として拡充された。しかし、予想を上回る企業業績の悪化などによる税収の減、社会保障関係経費の自然増、公債費の増加により地方財政は厳しい状況が続いている。

8月30日に総務省から示された平成23年度地方財政収支の仮試算によると、地方財政の規模は前年度比0.3%、3千億円増の82兆4千億円となっている。歳出では、給与関係費が前年度比2.4%減、一般行政経費が6.7%増（社会保障費の増）などとなっており、歳入では、地方税が前年度比1.3%増、地方交付税が0.2%減、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が2.8%減などとなっている。これは、23年度の概算要求等に基づく数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の

予算編成の動向等により大きく変わることも予想される。

また、岐阜県においては、平成21年度から24年度までを緊急財政再建期間と定め、事業の見直し、補助金の削減などを実施しており、引き続き市町村の予算編成にも大きな影響のあることが見込まれる。

3 瑞浪市の財政状況と課題

本市の平成21年度決算における市税収入は51億1千万円で、平成20年度比較では1億9千万円、3.6%の減であった。これに地方交付税、及びその振替分である臨時財政対策債、地方譲与税等を含めた主な一般財源の総額は95億7千万円、前年度比9千万円の増となった。平成22年度の当初予算においては、景気悪化に伴う市税収入の減などにより一般財源は、95億4千万円を計上した。平成23年度においても、市税収入の大幅な回復は見込めないこと、国が示す臨時財政対策債の微減などを勘案し、一般財源は、95億円程度と見込まれる。

平成19年度決算から公表が義務付けられたの財政健全化判断比率は、平成21年度決算においても4指標ともに健全の範囲であった。実質公債費比率は7.8%（前年度比0.7%）、将来負担比率は37.3%（前年度比3.6%）で、注意ラインを大幅に下回る数値である。また、市債残高は、普通会計の平成21年度末で163億円（前年度比6億7千万円）、特別会計を合わせた市全体では、290億5千万円（前年度比10億6千万円）と前年度より縮減が進んでいる。しかし、これら市債の償還にかかる負担は非常に大きく、財政の硬直化の大きな要因の1つとなっている。このため一般財源の確保とともに市債の発行額を償還元金以内に抑えること、または、繰上償還を実施することにより市債残高の縮減を引き続き進める必要がある。しかし、国・地方を通じての税収の落ち込みにより、地方交付税の振替分である臨時財政対策債の発行額が多額に上っており、その発行額に留意する必要がある。

次に歳出面では、平成21年度普通会計の決算においては、引き続き人件費の削減が進んでいるが、福祉関係の経費である扶助費、公共施設等の管理経費である維持補修費や物件費などの経常経費は増加しており、経常収支比率は90.6%と依然として高い数値となっている。（過去の推移H17：88.5% H18：91.0% H19：90.7% H20：91.7%）。この指数は財政の柔軟性を示す指標であるが、近年の数値の推移は、本市の財政構造が硬直化し、独自施策の実施の自由度が小さくなっていることを表している。一方、普通建設事業費は、平成20年度決算では11億6千万円であったが、平成21年度決算額では市内幹線道路の整備や国の景気対策もあり29億円2千万円となった。平成22年度予算も前年度からの繰越分を含め普通建設事業費は27億円ほどを確保している。

年々増加する経常経費の財源の多くは市税や地方交付税などの一般財源である。この

ため、これら一般財源の確保を図るとともに、人件費、物件費、補助費等の経常経費の徹底した削減を図り、財政の柔軟性、自由度を高めることが重要である。一方で、地域の活性化、少子化対策、福祉・教育の充実、基盤整備、防犯・防災対策、安全な公共施設としての維持管理などの課題にも積極的に対応していくことが求められている。

4 平成23年度予算編成における基本方針

平成23年度の予算編成に当たっては、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解し、市税収入をはじめ財源の確保に努めるとともに、行政サービスの受益と負担のバランスの取れた、身の丈にあった予算編成を基本とする。

民主党政権による本格的な予算に係る様々な改革、県の行財政改革など大きな変革の時期にあることを市役所全体でしっかり認識し、予算編成において、すべての事務事業の必要性、効率性、財源及びその効果について徹底的に見直しを行い、市が求められている行政課題に適切に対応する。

経常経費については、一層の削減に取り組むものとする。各事務事業のコストの把握と事業効果の検証を行い、事業手法の見直しにより事業費の縮減を図り、目的の達成された事業あるいは効果の低い事業については廃止するものとする。新規事業については、スクラップアンドビルドにより既存の事業に充てられている一般財源の削減の範囲内で行うものとする。

投資的支出は、第5次総合計画（以下「5次総」という）の実施計画に位置づけされた事業を優先的に予算化する。しかしながら、一般財源の状況によっては計画どおり予算配分できない場合もあり得ることに留意すること。各事業の財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、適切に積算すること。

人口減少社会を迎え、今後は、行政サービス全体の量的な拡大は望めない。しかし、このような中でも、安全安心対策、少子化対策、地域活力の向上につながる施策、超高齢社会に対応する高齢者福祉や生涯学習、地域経済の振興、地域社会の活性化など幅広い分野の連携による施策については、積極的に取り組まなければならない。限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、質的に充実したメリハリのある予算編成を目指し、5次総に掲げられた各種の目標の達成につながる予算となるよう、以下の事項を遵守して予算編成を行う。

(1) 総括的事項

歳入歳出全般にわたり見直しを行い、収入の確保に努めるとともに、時代にあった住民の負託に応えられる施策・事業の展開を計ること。

5次総の実施計画において平成23年度に計上されている事業については、計画

額の範囲で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること（事業内容、積算額等が不明確なものは、予算は認められないものであること）。また、計画額を超える要求については、認められないものである。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢の変化による止むを得ない事業費の増額変更については、その理由を明確にし、市長決裁（企画政策課合議）を事前に受けてから予算要求すること。また、実施計画に計上された財源が確保できないものについては、実施計画の計上がなかったものとして取り扱うので注意すること。

経常経費は、抑制に努め、原則として前年度当初予算額以下とすること（扶助費等の社会保障関係経費については、国等の試算を参考に適切に計上すること）、行政改革大綱（以下「行革大綱」という）に基づき経費の抑制に努めること。定員管理等については定員適正化計画に基づき適切に対応すること。事務事業の簡素・合理化を進め、既定の組織及び人員の振替・融通等により対処すること。

電源立地地域対策交付金が充当される事業については、申請時に積算根拠の提出が必要なことから、軽微な費用（委託費・物品購入費等）についても積算書類（設計書または見積書等）を作成し、別綴じにて提出すること。この場合の予算要求額は積算根拠の額と必ず同一とすること。

既定の事務事業について、事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、必要性や費用対効果の低いものについては原則、廃止すること。また、事業手法の見直し等により事業効果の向上に努めること。

国・県の補助事業については、事業の緊急性・必要性を勘案し、真に効果の上がるもののみを受け入れること。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。

新規の事務事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分検討の上、予算要求すること。

重点事業として、安全安心対策、少子化対策、地域活性化対策、地球温暖化防止対策、超高齢社会に対応する幅広い分野の連携による施策にかかる事業については、積極的に取り組むこと。平成24年度に開催される国体関連経費は5次総実施計画に基づき、その範囲内で予算要求すること。

年度途中での財源確保は困難であるため、事業内容のあいまいなものや補正を前提とした予算見積りは行わないこと。予算科目・積算金額は正確に計上すること。

市民参加型の行政を進めるため、行政施策を立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。

予算見積書の作成に当たっては、事業概要・効果・積算根拠等内容を精査し、簡

潔でわかりやすい表現を用い、広く市民に説明のできるように留意すること。

予算見積書は、担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整をした上で提出すること。

(2) 歳入に関する事項

市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに充分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。滞納整理の着実な実施等、従前にもまして税負担の公平性の確保に努めるとともに、効率的な課税・収納体制の整備と正確な事務の執行に努めること。

地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算・地方財政計画及び過去の実績等を勘案し、適正な収入見込額を計上すること。

分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成に常に注意を払い、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。

財産収入

財産の現況を正確に把握し財産売払収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮の上、適正な額を算定すること。

市債

事業の必要性・事業効果・交付税措置について配慮し、適債事業を選定するとともに、建設事業に係る発行額は償還元金以下とし、予算計上額を抑制すること。地方交付税の振替分である臨時財政対策債の発行可能額が多額となることが見込まれるが、これを含め市債発行総額には十分注意すること。また、将来的な公債費負担を勘案し、資金の借入条件等を十分検討の上、より低コストでの資金調達や償還額の平準化等を図ること。

その他の歳入

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度にも理解を深め、また、過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、勤務評定制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しやIT化の推進により事務処理の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討の上、指定管理者制度やアウトソーシング（民間委託）の導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。嘱託職員については、事前に秘書課と協議の上、予算要求すること。

物件費

経常的な事務・管理経費については、前年度当初予算額以下とすること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。また、電気代、燃料費等の削減は大きな課題であり、温暖化対策の面からもその使用量の削減が急務である。各課等においては、これら事務消耗品費、燃料費等の削減方策を個別具体的に検討し、予算要求書の「予算見積概要の3事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること（記載欄が足りない場合は別紙に記載し添付すること）。

賃金については、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど業務遂行体制の改善による対応を第1に検討し、やむを得ない場合に検討すること。賃金の予算計上にあたっては、事前に秘書課と協議の上、要求すること。

物品のリースについては、コピーパフォーマンス契約以外は経常経費抑制のため買取についても検討すること（現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること）。

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。この場合、積算根拠を明示し、経費削減の効果額を記載すること。また、指定管理者制度を導入している施設については、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が、安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課 IT 政策係と協議の上、予算要求すること。

(ア) 旅 費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は原則認めない。出張の目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし、削減に努めること。

(イ) 食糧費 食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食時をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳

に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し、終期を設定し、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等（条例、規則を含む）で別に定めのあるものを除き、予算は認められない（現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること）。事業補助金は、要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については、「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき、評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

負担金については、事業負担金は事業内容と負担割合を精査し適正に計上すること。運営負担金は、総額で16年度実績比20%の削減を図ること。

次に掲げるものは廃止すること。

- 1．奨励的な補助金で5年を経過し、当初の補助目的を達成したものの
- 2．補助・交付金で効果に疑問のあるもの及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの
- 3．補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの（扶助的なものを除く）や趣味・同好会的な団体に対するもの
- 4．負担金でその会費等の一部であってもその用途が公費で賄われることに疑問があるもの（個人の資格にかかる加入団体への負担金など）
- 5．他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修にかかる費用を超える会費を徴収するもの

扶助費

扶助費については、過去の支給状況等を参考に制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、その確保に努め適切に計上すること。

維持補修費

維持補修費については、法令等に従い計画的に執行すること。施設の維持補修費は総務課施設係の査定を参考に予算化する方針であるので、協議の済んでいない案件については、早急に協議をすること。市民の安全・安心のため、施設等の管理には十分注意を払い、法令等に従い適切に対応すること。毎年発生する補修等の経費は過年度の状況等から適切な金額を計上すること。

投資的経費

国・県の補助事業については、投資効果や超過負担あるいは事務負担等を勘案の

上、計画的に事務を進め、事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては実施設計等に基づく要求をすること（実施設計等のないものは、予算は認められない）。5次総実施計画で平成23年度に計画されている事業に対しては、優先的に予算を配分する予定であるが、厳しい財政状況であるので事業内容及び事業費を再度精査し、実施計画額の範囲内で予算要求すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を総務課施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由及び積算の根拠を記して予定価格を想定し予算要求すること（購入備品の変更及び入札差金の執行については、厳に慎むこと）。

特殊車両を除く公用車については、各部単位で削減及び軽量化の方向で検討し、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。また、OA 機器についても計画的に導入・配置するので企画政策課 IT 政策係と協議すること。

長期継続契約

条例（平成19年10月1日施行）に基づく長期継続契約にかかる予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること（自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない）。

その他

債務負担行為及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し等を慎重に検討の上、要求すること。

（４） 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計の予算編成については、一般会計に準じるものとする。建設事業による市債の発行は、結果として市財政の硬直化を一層助長するものであるので、事業費の精査・縮減を図ること。事務費等についても削減に努め、経営の合理化・効率化に努めること。また、受益者負担の原則により公平で適正な料金等収入に努めること。また、歳入歳出において適正な項目での予算見積、及び執行に努めることと。

一般会計からの繰出金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・基準外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。